

学校改築事業の入札制度に改善を求める陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 47 号

受理年月日 平成 28 年 5 月 31 日

付託年月日 平成 28 年 6 月 14 日

陳情者

.

陳情原文 江戸川区公共調達基本条例では「区民の負担の下になされるものであり、公平性・公正性・競争性・透明性の確保」のため「事業者間の公正な競争が促進される」とともに「不正行為は徹底して排除されなければならない」としています。

この条例のもとに、公立小中学校の改築工事は 2011 年に始まり、7 校の入札・工事が行われてきました。7 校に関わる入札件数は全部で 27 件、そのうち基幹工事である改築工事で「1 者入札 100% 落札」が 2 件発生しています。事業の推進に当たり、この事態を解決することは喫緊の課題であり、以下のとおり改善されるよう陳情するものです。

はじめに、平成 27 年 1 月入札の第三松江小と篠崎第三小の改築工事は、2 校ともに「1 者入札 100% 落札」でした。競争相手がいないことを前提に 100% の入札をした疑いが持たれます。入札経過をみると、A 者（JV）と B 者（JV）は 2 校に重複申請したものの、入札（応札）では両者は重複を避けるように別の学校に入札しています。A 者の構成員「スイコウ」と B 者の構成員「山内建設」とは、2 年前の春江小と松江第五中の改築工事の入札では JV（鴻池・スイコウ・山内建設 JV）を組んで入札していました。このことから談合の可能性は排除できません。「1 者入札 100% 落札」の結果から「談合」の疑いが持たれる理由がある以上、行政は徹底した調査と公表を行うべきです。

また、第三松江小と篠崎第三小の改築工事には、予定価格の総額 64 億円（税込）を超えるものであり、1% は 6 千 4 百万円ともなるものであります。税金を使って行われる事業ですから、行政は、「談合」の疑いが排除できない理由がある限り、厳重に調査するべきであります。

次に、現行では「入札申請をした者」をすべて入札者数とみなし、現実に工事を行えないにもかかわらず、同時期の工事の 2 校分を重複して申請した者を入札数としたり、予定価格オーバーは失格であることを知りながら入札した者も入札数とするなど、いたずらに入札数を増やすのではなく、競争性を担保するため適格な応札者 2 者以上を成立要件とすべきです。

次に、「最終報告書」では、「JV については、従来、その不透明性が談合の温床となるものとして原則として廃止している。しかし、当分の間、改築事業においてのみ、技術力・経営基盤の向上に資する JV については、その透明性が確保され

(裏面に続く)

る限りにおいてこれを認め、個別企業が連携することにより単独では入札できなかった事業に参入可能となることで競争を促進することとする」としていました。

しかし、原則として廃止されるべきJVは本改築工事では、8工事中延べ16のJVが入札申請しています。区内Aランク業者では、単独では請け負えない工事であることを顕著に表しています。例外として認められるべきJVが常態化することはまさに異常であり、改善するために一定の制限を設けるべきです。

次に、空調設備工事と給排水設備工事は、最終報告書では「分離発注する方式が適切である」として分離されてきましたが、平成27年度から統合されて、機械設備工事となりました。これは、区内中小業者の振興には逆行するものです。統合は分離発注の意義を薄めるものであり、寡占化を加速させ、小規模業者が排除される結果を招いてしまいます。

審議会でも「1者入札等の課題が解消しない場合、制度を大きく転換する必要がある」「学校改築事業に区内区外を問わず、参加者が少ないという問題は、入札不調や1者入札の回避という観点から何とかしなければならない」と指摘しています。

つきましては、「学校改築事業の入札制度」における下記の改善を陳情します。

記

- 1 「1者入札100%落札」の案件を厳重に調査し、その結果を公表すること。
- 2 2者以上の入札（応札）を成立要件とすること。
- 3 「談合の温床」（最終報告書）ともいわれるJVは厳しく制限すること。
- 4 空調設備・給排水設備工事を分離発注に戻すこと。